

神戸市ノンステップバス
導入促進補助要綱

平成12年7月

神戸市

神戸市ノンステップバス導入促進補助要綱

平成12年7月制定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内の路線で乗合バス事業を行う者が、神戸市内の路線で運行するためノンステップバスを導入する場合、神戸市が行う補助に関して神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、高齢者や障害者等の公共交通機関の利用環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法第4条の規定に基づき国土交通大臣の免許を受けて道路運送事業を営業者（ただし、公営交通事業者及びこれに準ずる公共セクターで道路運送事業を行う者を除く。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、バス事業者が神戸市内の路線で、道路運送法第3条第1項イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する目的で行う以下の各号の全てに適合するノンステップバスの購入をいう。

- (1) 車いす使用者等が一般利用者と共用できる車両であること。
- (2) 車いすに乗車したまま運行できる区画を車両内に設けたものであること。
- (3) 車いす使用者等が単独で乗降できる設備を備えた車両で、車いすに乗車したまま乗車口から前号の区画までの通路、及び前号の区画から降車口までの通路を通過できる車両であること。
- (4) バス事業者が所有・管理主体となること。
- (5) 国土交通省の標準仕様ノンステップバス認定を受けていること。

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、第3条に規定する要件を満たす補助対象事業費に要する経費のうち、車両本体購入費とする。
- (2) 補助率は、8分の1以内とする（ただし、補助年度の前年度の一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じている者に補助する場合の補助率は10分の1以内とする）。
- (3) 補助金の額は、次のイ、ロ、ハのうち最も低い額とする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 第1号の補助対象経費に前号の補助率を乗じて得た額

ロ 第1号の補助対象経費から車両1台につき別表1に定める通常車両価格を差し引いた

額に4分の1を乗じて得た額

ハ 車両1台当たりの補助限度額700千円

(4) 前号の規定に関わらず、補助金の額は予算の範囲内において決定する。

(事前協議)

第5条 補助を受けようとする者は、原則として、事前協議申請書(様式第1号)に次の各号に規定する書類を添えて、福祉局長に事前の協議を行うものとする。

- (1) 事業実施計画表
- (2) 路線図及び運行計画
- (3) 補助対象事業費概算見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の協議は、原則として、この要綱で規定する補助金を受けようとする年度の前年度の8月末日までに行うものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画表
- (2) 路線図及び運行計画
- (3) 補助対象事業費見積書
- (4) 車両の仕様書及び図面
- (5) 補助年度の前年度の一般乗合旅客自動車運送事業にかかる経常損益が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定した場合は、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、事業内容を変更しようとするときは、補助金交付決定額に異動を伴う場合は補助金交付決定変更申請書(様式第4号)、補助金交付決定額に異動を生じない場合は事業内容変更承認申請書(様式第5号)に、市長が必要と認める書類を添えて提出し、事前に市長の承認を受けるものとする。

(補助金の変更決定等)

第9条 市長は、前条の変更申請等を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定内容の変更を決定した場合は、補助金交付変更決定通知書(様式第6号)又は事業内容変更承認決定通知書(様式第7号)により、変更決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

(完了届)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、すみやかに補助事業完了実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 車両購入契約書の写し
- (2) 車両納入書の写し
- (3) 自動車検査済証又はこれに類する書類の写し
- (4) 車両購入費の精算書及びその内訳書
- (5) 車両の仕様書及び写真
- (6) 支払い領収書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 市長は、前条に掲げる実績報告を受けたときは、完了検査を行い、検査の結果、補助金規則及びこの要綱の規定に適合すると認めるときは、補助金の額を確定して、補助額確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第10号)により補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(管理方法等に関する協議)

第13条 補助事業者は、補助を受けて購入した車両の適切な維持管理に努めるとともに管理方法等について市長から協議を求められたときは、これに応じるものとする。

(補助金の交付を受けて購入した車両の処分)

第14条 補助事業者は、補助を受けて購入した車両を、耐用年数を経過したこと等を理由に処分する場合は、財産処分申請書(様式第11号)を提出し、事前に市長と協議したうえで、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、財産処分の承認を決定した場合は、財産処分承認決定通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(別路線への転用の禁止)

第15条 補助事業者は、補助を受けて購入した車両を、第6条の交付申請(第8条の変更申請等を含む。)において申請した路線以外の路線に転用してはならない。当該路線の廃止など、やむを得ない必要が生じた場合は、事前に市長に協議をしたうえで、市長の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

車両の長さ	通常車両価格
7 m未満	13,400千円
7 m以上9 m未満	15,400千円
9 m以上	18,800千円